



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第27号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条の8」を「第51条の9」に、「第187条の5」を「第187条の6」に、「第187条の6－第187条の8」を「第187条の7－第187条の9」に、「第50款 営農技術センター（第192条－第195条）」を「第50款 削除」に改める。

第3条第2号中「青少年家庭課 男女共同参画課」を「青少年家庭課」に改める。

第3条の4第6号を同条第7号とし、同条第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 叙位、叙勲及びほう賞に関する事。

第4条の2中「交通政策課」を「交通政策課 男女共同参画課」に改める。

第5条第4号中「叙位、叙勲及びほう賞」を「職員の永年勤続表彰」に改め、同条第11号中「行政機構審議会及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 人事課に、行政改革推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 行政改革の推進に関する事。

(2) 行政機構審議会の庶務に関する事。

第18条第6号中「保護更生」の次に「並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」を加える。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第24条第5号中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改め、同条第12号及び第13号を削り、同条第14号中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改め、同号を同条第12号とし、同条第15号を同条第13号とし、同条第16号を同条第14号とし、同条に次の1項を加える。

2 医務課に、県立病院室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 県立病院及び長野県介護老人保健施設の管理運営及び整備に関すること。

(2) 県立病院事業会計の予算の編成及び執行並びに決算の調製に関すること。

第25条第7号中「特定疾患」を「難病」に改め、同条第12号中「及び精神医療審査会」を削る。

第27条の3第1項第2号中「に係る調整」を「及びNPOの振興」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号を削り、同項第13号を同項第11号とし、同項第14号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第27条の6第2号及び第3号中「こと」の次に「(廃棄物処理の監視及び指導に関することを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 廃棄物対策課に、廃棄物処理の監視及び指導に関する事務をつかさどらせるため、廃棄物監視指導室を付置する。

第30条第7号中「観光開発審議会」を「観光振興審議会」に改める。

第33条第11号中「、南信農業試験場及び営農技術センター」を「及び南信農業試験場」に改める。

第43条第1項第7号中「中野新幹線事務所」を「北信新幹線事務所」に改める。

第51条の6第16号中「、新産業都市建設協議会」を削る。

第2章第1節第1款中第51条の8の次に次の1条を加える。

(男女共同参画課)

第51条の9 男女共同参画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(3) 男女共同参画センターに関すること。

第56条第2項第23号を削り、同項第24号を同項第23号とし、同項第25号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第59条中「、物産及び生産資材のあつせん、工場誘致並びに観光の宣伝紹介」を「及び企業誘致」に改める。

第61条第1項中「及び商工観光課」を削り、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 企業誘致に関すること。

第61条第3項を削る。

第77条第3項第6号中「及び貯蓄奨励」を削り、同項第19号を同項第21号とし、同項第18号を同項第20号とし、同項第17号の次に次の2号を加える。

(18) ボランティア及びNPOの振興に関すること。

(19) 特定非営利活動法人に関すること。

第94条の次に次の1条を加える。

(配偶者暴力相談支援センター)

第94条の2 前2条に規定するもののほか、長野県婦人相談所は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第2項の配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。

第96条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、県立ときわぎ寮は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第5条の被害者の保護を行う。

第124条第3項第2号中「事務(」の次に「長野県岡谷技術専門校及び」を加え、同条第6項を削る。

第129条第2項第6号中「特定疾患」を「難病」に改める。

第130条第2項第8号中「保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦」を「保健師、助産師、看護師、准看護師」に改め、同条第3項第8号中「特定疾患」を「難病」に改める。

第134条中「保健婦」を「保健師」に改める。

第141条中「看護婦」を「看護師」に改める。

第147条中「工場誘致」を「企業誘致」に、「観光」を「及び観光」に改め、「及び市場調査」を削る。

第155条中「及び繊維技術」を「、繊維技術及び木工芸技術」に改める。

第157条第1項中「繊維科学部」を「繊維木工生活科学部」に改め、同条第7項中「繊維科学部は、繊維技術」を「繊維木工生活科学部は、繊維技術及び木工芸技術」に改める。

第162条第7項中「次の各号に掲げる」を「工業製品の性能評価に関する試験研究及び指導に関する」に改め、同項各号を削る。

第171条中「農業指導者及び農業自営者」を「効率的かつ安定的な農業経営を担う人材及び農業指導者」に改める。

第172条中「長野市」の次に「及び小諸市」を加える。

第173条第1項中「指導学部及び営農学部」を「農学部及び研修部」に改め、同条第2項を削り、同条第3項第5号中「学部等」を「部」に改め、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 農学部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材及び農業指導者を養成するために必要な専門的知識、技術等の教育に関すること。

(2) 学生の生活指導並びに課外活動の相談及び助言に関すること。

(3) 学生の就職指導に関すること。

(4) 寮生に関すること。

第173条第4項及び第5項を次のように改める。

4 農学部は、総合農学科、専門技術科、実科及び研究科を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
総合農学科	長野市及び小諸市
専門技術科	長野市
果樹実科	須坂市
野菜花き実科	長野市
畜産実科	塩尻市
中信農業実科	塩尻市
南信農業実科	下伊那郡高森町
果樹研究科	須坂市
野菜花き研究科	長野市
畜産研究科	塩尻市
中信農業研究科	塩尻市
南信農業研究科	下伊那郡高森町

5 研修部は、農業者等の研修及び就農支援に関する事務をつかさどる。

第173条に次の1項を加える。

6 研修部の位置は、小諸市とする。

第180条第1号中「、長野県南信農業試験場及び長野県営農技術センター（研究部に関する事項に限る。）」を「及び長野県南信農業試験場」に改める。

第182条第1項中「、保鮮流通部」を削り、「農業機械部」を「機械施設部」に改め、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「農業機械部」を「機械施設部」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

第185条第1項中「、病虫害部及び土壤肥料部」を「及び病虫害土壤肥料部」に改め、同条第4項中「病虫害部」を「病虫害土壤肥料部」に改め、同項に次の3号を加える。

(3) 主要作物の土壤及び肥料の試験研究に関すること。

(4) 土壤保全に関すること。

(5) 土壤、肥料、かんがい水等の依頼分析に関すること。

第185条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第187条の2第1項中「、病虫害部及び土壤肥料部」を「及び病虫害土壤肥料部」に改め、同条第2項中「の栽培」の次に「及び鮮度保持」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「土壤肥料部」を「病虫害土壤肥料部」に改め、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 果樹の病虫害の試験研究に関すること。

(2) 果樹の病虫害の発生予察に関すること。

第187条の2第5項を同条第4項とする。

第187条の8第1項中「養豚部、養鶏部及び草地飼料部」を「養豚養鶏部及び飼料環境部」に改め、同条第5項中「養豚部」を「養豚養鶏部」に改め、同項第1号から第3号まで中「豚」を「豚及び鶏」に改め、同項第4号中「中家畜」を「中小家畜」に改め、

同条第6項を削り、同条第7項中「草地飼料部」を「飼料環境部」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 畜産環境の保全に関する試験研究に関すること。

第187条の8第7項を同条第6項とし、第2章第2節第48款の3中同条を第187条の9とする。

第187条の7を第187条の8とし、第187条の6を第187条の7とする。

第187条の5第1項中「、病虫害部及び土壌肥料部」を「及び病虫害土壌肥料部」に改め、同条第3項中「栽培」を「栽培及び鮮度保持」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 育種部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 野菜、花き及び特用作物の品種改良の試験研究に関すること。

(2) 野菜、花き及び特用作物の原原種苗の生産に関すること。

第187条の5第7項を削り、同条第8項中「土壌肥料部」を「病虫害土壌肥料部」に改め、同項第2号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 野菜、花き及び特用作物の病虫害の試験研究に関すること。

(2) 野菜、花き及び特用作物の病虫害の発生予察に関すること。

第187条の5第8項を同条第7項とし、第2章第2節第48款の2中同条を第187条の6とする。

第187条の4の次に次の1条を加える。

(支場)

第187条の5 長野県野菜花き試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
長野県野菜花き試験場佐久支場	小諸市

第191条の3第1項中「、環境部及び養蚕部」を「及び病虫害土壌肥料部」に改め、同条第4項中「環境部」を「病虫害土壌肥料部」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 作物の土壌及び肥料の試験研究に関すること。

第191条の3第4項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 野蚕の試験研究及び蚕種の配布に関すること。

(4) 天敵昆虫等の試験研究に関すること。

第2章第2節第50款を次のように改める。

第50款 削除

第192条から第195条まで 削除

第224条の2第1項の表中「、水上ダム及び北山ダム」を削る。

第239条第2項中「部又は局」を「部、局又は室」に、「又は局付」を「、局付又は室付」に改め、同条第3項中「又は室」を削る。

附則第4条第3項中「及び調整課」を削り、同条第4項第3号中「調整課の所管に属さない」を「高速自動車道の建設に係る調整に関する」に改め、同条第5項を削る。

附則第5条の見出しを「(北信新幹線事務所の設置)」に改め、同条第1項及び第2項中「長野県中野新幹線事務所」を「長野県北信新幹線事務所」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「長野県中野新幹線事務所」を「長野県北信新幹線事務所」に、「用地課」を「用地第一課、用地第二課及び調整課」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 用地第一課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 北陸新幹線鉄道の建設用地に関すること。

附則第5条第5項中「用地課」を「用地第二課」に改め、同条に次の1項を加える。

6 調整課は、北陸新幹線鉄道の建設に関する調整事務をつかさどる。

別表第1の人事課の項中「、第5条第1号」を「並びに第5条第1項第1号」に、「及び第10号の事項、第11号のうち行政機構審議会の庶務に関する事項並びに」を「、第10号、」に、「第5条第3号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条第5号の事項」を「第5条第1項第5号」に改め、「うち特別職報酬等審議会の庶務に関する」を削り、同表の医務課の項中「第24条第1号」を「第24条第1項第1号」に、「、第15号」を「、第13号」に、「第16号」を「第14号」に、「第24条第3号」を「第24条第1項第3号」に、「第14号(」を「第12号(」に、

「 看護係 県立病院係	第24条第5号の事項、第14号のうち准看護婦試験委員の庶務に関する事項及び第15号(庶務係に属する事項を除く。)の事項 第24条第12号(整備に属する事項を除く。)及び第13号の事項	を
「 看護係	第24条第1項第5号の事項、第12号のうち准看護師試験委員の庶務に関する事項及び第13号(庶務係に属する事項を除く。)の事項	に改

め、同表の保健予防課の項を次のように改める。

保健予防課	老人保健係	課内の庶務に関する事項並びに第25条第3号、第4号（健康増進係に属する事項を除く。）及び第8号の事項並びに第13号のうちがん検診・救急センターに関する事項
	健康増進係	第25条第1号、第4号（健康教育及び健康相談に関する事項に限る。）及び第9号の事項並びに第13号のうち総合健康センターに関する事項
	母子・歯科保健係	第25条第6号に関する事項
	感染症難病係	第25条第2号、第7号、第10号（精神保健係に属する事項を除く。）及び第11号の事項
	精神保健係	第25条第5号の事項、第10号のうち精神病院に関する事項、第12号の事項及び第13号のうち精神保健福祉センターに関する事項

別表第1の生活文化課の項中

「	総務係	第27条の3第1項第1号から第3号まで及び第18号の事項	を
「	総務係 NPO推進係	第27条の3第1項第1号及び第16号の事項 第27条の3第1項第2号及び第3号の事項	に、

「第12号」を「第10号」に、「第17号」を「第15号」に、「第27条の3第1項第13号」を「第27条の3第1項第11号」に、「第27条の3第1項第14号から第16号」を「第27条の3第1項第12号から第14号」に改め、同表の廃棄物対策課の項中「第27条の6第1号」を「第27条の6第1項第1号」に改め、「(廃棄物処理の監視に関する事項を除く。)」を削り、「第27条の6第3号」を「第27条の6第1項第3号」に改め、同表の都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課	都市公園係	課内の庶務に関する事項並びに第44条のうち工事事務に関する事項並びに第3号及び第5号から第8号までの事項
	計画係	第44条第1号（街路区画整理係に属する事項を除く。）及び第4号の事項
	街路区画整理係	第44条第1号のうち街路に関する事項及び第2号の事項

別表第1の砂防課の項中「砂防第一係及び砂防第二係」を「砂防係」に、

「	砂防第一係	第48条第1号のうち砂防工事（砂防第二係に属する事項を除く。）に関する事項	を
「	砂防第二係	第48条第1号のうち大型砂防ダムに関する事項	を

「 砂防係 | 第48条第1号のうち砂防工事に関する事項 | 」に

改め、同表の住宅課の項中

「 住宅建設係 | 第51条の3第1項第1号のうち県営住宅の建設の実施計画に関する事項並びに第2号(住宅改良係及び業務係に属する事項を除く。)の事項及び第3号のうち建設に関する事項 | 」を

住宅改良係 | 第51条の3第1項第1号(住宅建設係に属する事項を除く。)の事項及び第2号のうち公営住宅等の建替え、住戸改善、環境改善等の指導監督に関する事項並びに第3号のうち改善に関する事項 | 」

「 住宅建設係 | 第51条の3第1号、第2号(業務係に属する事項を除く。)及び第3号の事項 | 」に、

「第51条の3第1項第4号」を「第51条の3第4号」に改め、同表の施設課の項中

「 施設班 | 第51条の4第1号及び第2号のうち学校以外の施設に関する事項(設備班及び業務係に属する事項を除く。) | 」を

学校班 | 第51条の4第1号及び第2号のうち学校施設に関する事項(設備班及び業務係に属する事項を除く。) | 」

「 施設班 | 第51条の4第1号及び第2号の事項(設備班及び業務係に属する事項を除く。) | 」に

改め、同表の企画課の項中「の事項並びに第16号のうち総合計画審議会の庶務(国土の利用及び土地利用に関する事項を審議する場合を除く。)及び新産業都市建設協議会の庶務に関する」を「及び第16号(土地対策係及び収用係に属する事項を除く。)の」に、「及び第16号(計画係及び収用係に属する事項を除く。)の」を「の事項並びに第16号のうち総合計画審議会の庶務(国土の利用及び土地利用に関する事項を審議する場合に限る。)及び土地利用審査会の庶務に関する」に、「及び第16号のうち」を「並びに第16号のうち総合計画審議会の庶務(事業の認定に関する事項を審議する場合に限る。)及び」に改める。

別表第11中

長野県長野技術専門校	長野市
長野県長野技術専門校上田分校	上田市

を

「

長野県長野技術専門校	長野市
------------	-----

」に改める。

別表第31中「

長野県南信州広域公園	下伊那郡売木村
------------	---------

」を

「

長野県南信州広域公園	下伊那郡売木村
長野県烏川溪谷緑地	南安曇郡穂高町 南安曇郡堀金村

」に改める。

別表第32の1の長野県准看護婦試験委員の項を次のように改める。

長野県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条の規定による准看護師試験の実施に関すること。	医務課
-------------	--	-----

別表第32の1の長野県地方精神保健福祉審議会の項中「、意見の具申並びに精神障害の医療に必要な費用の負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に関する必要な事項の審議」を「及び意見の具申」に改め、同1の長野県精神医療審査会の項中

「

保健予防課

」を「

精神保健福祉センター

」に改め、同表の2の長野県行政機

構審議会の項中「

人事課

」を「

行政改革推進室

」に改め、同2の長野県観光開発審議会の項を次のように改める。

長野県観光振興審議会	長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）第2条の規定による観光の振興計画の策定及び実施に関する事項の調査審議に関すること。	観光課
------------	---	-----

別表第32の2の長野県総合計画審議会の項及び長野県新産業都市建設協議会の項を次のように改める。

長野県総合計画審議会	長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）第2条の規定による長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。	企画課 農村整備課
------------	--	--------------

別表第33の政策秘書室の項を次のように改める。

政策秘書室	室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
-------	----	------------------

別表第33の課、室（危機管理室を除く。）、高速道・北陸新幹線局又は会計局の項中

技術専門幹	課、室又は局の技術に関する専門的事務の総括掌理	を
技術専門幹	課、室又は局の技術に関する専門的事務の総括掌理	に改め、
企画幹	企画調整事務の総括掌理	
主任企画員	特に高度な企画調整事務	

同表の職員課の項中 「看護婦」 を 「看護師」 に改め、同表の税務課の項中「徴収指導」を「徴収対策に関する事務」に改め、同表の市町村課の項中

行政体制整備推進主幹	を	市町村合併支援主幹	に、「行政体制整備に」
------------	---	-----------	-------------

を「市町村合併支援に」に改め、同表の医務課の項を次のように改める。

医務課	医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
	医長	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
	医師	医療業務
	保健師	保健指導業務
	看護師	看護業務
	保健福祉推進員	保健、医療及び福祉の連携に関する事務
	医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務
県立病院室	企業出納員	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条第3項に規定する職務

別表第33の保健予防課の項中 「栄養士」 を 「管理栄養士」 に、

「保健婦
看護婦」を「保健師
看護師」に改め、同表の生活文化課の項を次のように改める。

生活文化課	交通安全対策幹	交通安全対策に関する専門的事務の総括掌理
	交通安全専門員	交通安全対策に関する専門的事務
	学芸員	博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する職務

別表第33の廃棄物対策課の項を次のように改める。

廃棄物対策課	廃棄物対策幹	廃棄物対策に関する専門的事務の総括掌理
	環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務
廃棄物監視指導室	廃棄物指導幹	廃棄物指導員としての職務及び廃棄物指導員の事務の総括掌理
	主任廃棄物指導員	廃棄物指導員としての職務及び廃棄物指導員の事務の掌理
	廃棄物指導員	廃棄物処理の指導に関する専門的事務
	廃棄物監視幹	廃棄物監視員としての職務及び廃棄物監視員の事務の総括掌理
	主任廃棄物監視員	廃棄物監視員としての職務及び廃棄物監視員の事務の掌理
	廃棄物監視員	廃棄物処理の監視に関する専門的事務
	環境衛生指導員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する職務

別表第33の産業振興課の項中

ロス・アンジェルス駐在員
デュッセルドルフ駐在員
バンコック駐在員

を 「バンコック駐在員」 に改

め、同表中

監理課	構造改善専門指導員	建設業の構造改善に関する専門的指導
技術管理室	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理

を

技術管理室	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
-------	---------	----------------------------

に

改め、同表の河川課の項を次のように改める。

河川課	河川事業調整主幹	河川整備事業に関する複雑かつ困難な調整業務を行う職務
-----	----------	----------------------------

別表第33の建築管理課の項中

技術専門員	高度な技術指導
-------	---------

を

耐震推進主幹	建築物の耐震化に関する複雑かつ困難な業務を行う職務
技術専門員	高度な技術指導

に改め、

同表の情報政策課の項を次のように改める。

情報政策課	情報化推進員	情報化の推進に関する企画調整事務
-------	--------	------------------

別表第36の職員健康管理センターの項中

保健婦
保健士

を 「保健師」 に改め、同

表の地方事務所の項中 「

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

」 を

「

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
徴収専門員	県税及び付帯債権の未収金の徴収対策に関する事務

」 に、「(上小)」

を「(佐久、上小、上伊那)」に改め、同表の児童相談所の項中

「

相談判定専門員	児童の専門的相談及び判定
---------	--------------

」 を

「

相談判定専門員	児童の専門的相談及び判定
児童指導専門員	入所児童の専門的保育及び指導

」 に改め、同表

の波田学院の項中 「

栄養士	栄養指導業務
保健婦	保健指導業務
保健士	

」 を 「

管理栄養士	栄養指導業務
保健師	保健指導業務

」

に改め、同表の諏訪湖健康学園の項中

「

次長	園長の職務遂行の補佐及び園務の整理
----	-------------------

」 を

「

次長	園長の職務遂行の補佐及び園務の整理
主任児童指導専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な入園児童の専門的保育及び指導

」 に、

「

看護婦
栄養士

」 を 「

看護師
管理栄養士

」 に改め、同表の信濃学園の項中

栄養士	栄養指導業務
保健婦	保健指導業務
保健士	
看護婦	看護業務
看護師	

を

管理栄養士	栄養指導業務
保健師	保健指導業務
看護師	看護業務

に改め、同表の身

体障害者リハビリテーションセンターの項中

栄養士	栄養指導業務
保健婦	保健指導業務
保健士	
総看護婦長	所務の分掌及び所属職員の指揮監督
副総看護婦長	総看護婦長の職務遂行の補佐及び所属職員の指揮監督

を

管理栄養士	栄養指導業務
保健師	保健指導業務
総看護師長	所務の分掌及び所属職員の指揮監督
副総看護師長	総看護師長の職務遂行の補佐及び所属職員の指揮監督

に、

看護婦長	看護婦としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
看護婦	看護業務
看護師	
准看護婦	
准看護師	

を

看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
看護師	看護業務
准看護師	

に改め、同表の西駒

郷の項中

看護婦
看護師
准看護師

を

看護師
准看護師

に改め、同表中

技術専門校	訓練指導員	職業訓練指導
長野技術専門校上田分校	分校長	分校の校務の掌理及び所属職員の指揮監督
成人訓練センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	訓練指導員	職業訓練指導

を

技術専門校	訓練指導員	職業訓練指導
-------	-------	--------

に改

め、同表の保健所の項中

栄養士

を

管理栄養士

に、

保健婦

保健士

を

保健師

に改め、同表の県立病院の項中

栄養士	栄養指導業務
保健婦	保健指導業務
保健士	
総看護婦長	院務の分掌及び所属職員の指揮監督
総看護師長	
副総看護婦長	総看護婦長又は総看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務の総括整理
副総看護師長	

を

管理栄養士	栄養指導業務
保健師	保健指導業務
総看護師長	院務の分掌及び所属職員の指揮監督
副総看護師長	総看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務の総括整理

に、

看護婦長	看護婦又は看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
看護師長	
看護婦	看護業務
看護師	
准看護婦	
准看護師	
助産婦	助産業務
看護技師	看護業務の補助

を

看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
看護師	看護業務
准看護師	
助産師	助産業務

に改め、同表の介護老人保健

施設の項中

看護婦長	看護婦又は看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
看護師長	
看護婦	看護業務
看護師	
准看護婦	
准看護師	

を

看護師長	看護師としての職務及び看護業務に関する事務の総括整理
看護師	看護業務
准看護師	

に改め、同表の精神保健福

社センターの項中

保健婦
保健士

を

保健師

に改め、同表の農業大学校の項中

学部長	学部に関する事務の掌理及び所属職員の指揮監督
農業研修センター所長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
学科長	学科に関する事務の掌理及び所属職員の指揮監督
研究実科長	研究科及び実科に関する事務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
副部長（農学部に限る。）	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
実科研究科長	実科及び研究科に関する事務の掌理及び所属職員の指揮監督

に

教授	学理、知識又は技術の教授
----	--------------

を

学科主任	学科の教育活動に関する事項の連絡調整、指導及び助言
教授	学理、知識又は技術の教授

に

改め、同表の農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 中信農業試験場 南信農業試験場の項及び営農技術センターの項を次のように改める。

農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 中信農業試験場 南信農業試験場	場長	場務の掌理及び所属職員の指揮監督
	研究技監	特命に関する試験研究及び試験研究の企画
	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	部長補佐	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
	専門研究員	特に高度の専門的知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
	主任研究員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な試験研究
	研究員	高度の知識経験に基づく困難な試験研究
	農林技師	農業に関する技能的技術業務及びほ場等の管理業務
	次長（農業総合試験場に限る。）	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理
	次長補佐（農業総合試験場に限る。）	次長の職務遂行の補佐及び部務の整理
試験地長（農事試験場に限る。）	試験地の事務の掌理及び所属職員の指揮監督	

野菜花き 試験場佐 久支場	支場長	支場の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------------------	-----	---------------------

別表第36中 「中野新幹線事務所」 を 「北信新幹線事務所」 に改める。

別表第38の短期大学の項及び看護大学の項中 「保健婦」 を 「保健師」 に改める。

別表第41中

中小企業労働相談所長	労政事務所長
長野県上田成人訓練センター所長	長野県長野技術専門校長
長野県岡谷成人訓練センター所長	長野県岡谷技術専門校長

を 「中小企業労働相談所長 労政事務所長」 に、

長野県営農技術センター所長	長野県農業大学校営農学部長	を
長野県松川ダム管理事務所長	長野県飯田建設事務所長	
長野県奈良井川改良事務所長	長野県松本建設事務所長	
長野県中野新幹線事務所長	長野県中野建設事務所長	

長野県松川ダム管理事務所長	長野県飯田建設事務所長	に改める。
長野県奈良井川改良事務所長	長野県松本建設事務所長	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の企画課の項の改正規定及び別表第32の2の長野県総合計画審議会の項の改正規定は土地収用法の一部を改正する法律(平成13年法律第103号)の施行の日から、第30条第7号の改正規定及び別表第32の2の長野県観光開発審議会の項の改正規定は平成14年10月1日から施行する。

(財務規則の一部改正)

2 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「長野技術専門学校 長野技術専門学校上田分校」を「長野技術専門学校」に改め、同表の4中「自然保護研究所 消防学校」を「自然保護研究所」に改め、同表の6中「野菜花き試験場」を「野菜花き試験場 野菜花き試験場佐久支場」に、「南信農業試験場 営農技術センター」を「南信農業試験場」に改め、同表の8中「佐久高速道事務所」を「佐久高速道事務所 北信新幹線事務所」に改め、同表の11を同表の12とし、同表の10を同表の11とし、同表の9を同表の10とし、同表の8の次に次のように加える。

9 危機管理室関係

消防学校

人 事 課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第28号

事務処理規則の一部を改正する規則

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第6条第4項中「、班長又は政策秘書室長」を「若しくは班長又は政策秘書室長、人事課行政改革推進室長、労政課雇用対策室長、医務課県立病院室長、廃棄物対策課廃棄物監視指導室長、監理課技術管理室長若しくは河川課治水・利水検討室長」に改める。

第7条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第9条第7項中「。以下」を「、室長補佐を置かない室(労政課雇用対策室を除く。)にあつては知事の承認を受けてあらかじめ室長が指定した職員)。以下」に改め、同条第9項及び第10項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第12条中「出先機関」を「現地機関」に、「えて」を「得て」に改める。

附則第4項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表第2の1中「(長野県長野技術専門校上田分校を含む。)」を削り、「長野県野菜花き試験場」の次に「及び同支場」を加え、「長野県営農技術センター」を削り、「並びに長野県佐久高速道事務所」を「長野県佐久高速道事務所並びに長野県北信新幹線事務所」に、「農業大学校」を「長野県農業大学校」に、「営農学部(野菜花き研究科及び野菜花き実科を除く。)&及び同校農業研修センター」を「農学部実科及び研究科」に改め、同2中「出先機関」を「現地機関」に、「営農学部(野菜花き研究科及び野菜花き実科を除く。)&及び同校農業研修センター」を「農学部実科及び研究科」に改め、同3の(2)のア中「出先機関」を「現地機関」に改め、「長野県長野消費生活センター」の次に「長野県中野建設事務所にあつては長野県北信新幹線事務所」を加え、「別表第8の8」を「別表第8の7」に改め、同5の(5)のイ中「地域自立促進事業補助金交付要綱(平成12年8月2日付け12地第672号総務部長通知)」を「地域づくり総合支援事業補助金交付要綱(平成14年長野県告示第195号)」に改め、同(16)を次のように改める。

(16) 環境保全に関する事項

長野県水環境保全条例(平成4年長野県条例第12号)第22条第1項の規定による水環境保全推進員の任命

別表第2の5の(24)のスを削り、同セを同スとし、同(25)のソの次に次の事項を加える。

タ 障害者情報バリアフリー化支援事業補助金交付要綱(平成13年10月9日付け13障第332号知事通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(28)のカ中「つくる転作推進事業補助金交付要綱(平成5年6月25日付け5農政第134号農政部長通知)」を「水田農業経営確立推進事業補助金交付要綱(平成13年5月16日付け13農技第168号農政部長通知)」に改め、同(29)中「第93条第1項」を「第83条第1項」に改め、同(30)のオを削り、同カを同オとし、同(42)のケを同コとし、同クを同ケとし、同キの次に次の事項を加える。

ク 大家畜経営維持資金利子助成事業補助金交付要綱(平成13年11月5日付け13畜第696号農政部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(45)を次のように改める。

(45) 漁船に関する事項

ア 漁船法(昭和25年法律第178号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第10条第1項の規定による漁船の登録
- (イ) 第10条第3項の規定による資料の提出命令
- (ウ) 第12条第1項の規定による登録票の交付
- (エ) 第12条第3項の規定による登録票の再交付
- (オ) 第13条の規定による漁船及び登録票の検認
- (カ) 第17条第3項の規定による変更の登録及び登録票の書換え交付
- (キ) 第19条の規定による登録の取消し

(ク) 第20条第1項の規定による登録票の返納の受理

(ケ) 第21条の規定による登録謄本の交付

(コ) 第50条第1項の規定による立入検査

イ 小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)第1条第1項又は第3項の規定による小型漁船の総トン数の測度

別表第2の5の(49)のオ中「5及び6」を「3及び4」に改め、同(52)のエ中「森林整備体制強化促進事業補助金交付要綱(平成9年10月20日付け9林政第277号林務部長通知)」を「地域森林管理システム整備事業補助金交付要綱(平成13年5月31日付け13林振第193号林務部長通知)」に改め、同(54)のアの(ア)のc中「(75)のアの(ア)」を「(73)のアの(ア)」に、「(75)のアの(エ)」を「(73)のアの(エ)」に改め、同(66)のウ中「の事務」を「(2以上の地方事務所の管轄区域をその地区とするものを除く。)の事務」に改め、同(イ)中「及び」を「、第52条の2第6項及び」に改め、同(イ)を同(イ)とし、同(セ)を同(イ)とし、同(ス)を同(イ)とし、同(シ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(ス) 第52条の2第2項の規定による合併の認可

(セ) 第52条の2第4項の規定による関係市町村長の意見の聴取

別表第2の5の(66)のウの(イ)を同(イ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第51条第5項の規定による関係市町村長の意見の聴取

別表第2の5の(67)を削り、同(68)を同(67)とし、同(69)を同(68)とし、同(70)のイ中「電気用品取締法」を「電気用品安全法」に改め、同(70)を同(69)とし、同(71)を同(70)とし、同(72)を同(71)とし、同(73)を削り、同(74)を同(72)とし、同(75)から同(82)までを2ずつ繰り上げ、同(83)中「出先機関」を「現地機関」に改め、同(83)を同(81)とし、同(84)のイ中「及び(イ)」を「、(イ)、(ロ)及び(ハ)」に、「(81)」を「(79)」に改め、同(84)を同(82)とし、同(85)を同(83)とし、同6の(6)のイの(イ)中「の認定及び徴収」を削り、「含む。」の次に「の徴収(督促状発送後の徴収事務に限る。(イ)において同じ。)」を加え、同7の(2)中「第6条第2項」を「第8条第2項」に改め、同(3)中「第8条」を「第10条」に、「保育料」を「授業料及び保育料」に改め、同(3)の次に次の事項を加える。

(4) 第11条ただし書の規定による授業料の還付

別表第2の13の(1)のイの次に次の事項を加える。

ウ 第10条の規定による授業料の減免

エ 第11条ただし書の規定による授業料の還付

別表第2の14を削り、同15の(6)中「保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改め、同ア中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「第12条(第60条第1項において準用する場合を含む。)」を「第11条」に改め、同イ中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改め、同(14)のアの(イ)の次に次の事項を加える。

(イ) 第50条の3の3第1項の規定による報告の徴収等

別表第2の15の(4)のイを削り、同ウを同イとし、同エを同ウとし、同オを同エとし、同カを同オとし、同(7)のア中「栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)第2条」を「栄養士法(昭和22年法律第245号)第3条の2第1項」に、「作成」を「登録」に改め、同イを次のように改める。

イ 栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第3条第1項の規定による名簿の訂正
- (イ) 第4条第1項の規定による登録の抹消
- (ウ) 第6条第5項の規定による免許証の返納の受理
- (エ) 第8条第1項の規定による免許証の返納の受理
- (オ) 第8条第3項の規定による免許証の返納の受理

別表第2の15の(6)のイ及びウを削り、同エを同イとし、同オを削り、同(8)のクを同ケとし、同キを同クとし、同カを同キとし、同オを同カとし、同エを同オとし、同ウの次に次の事項を加える。

エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第14条の規定による指導及び助言
- (イ) 第16条第1項の規定による改善命令
- (ウ) 第17条の規定による報告の徴収
- (エ) 第18条第1項の規定による立入検査及び収去

別表第2の15の(8)のアの(ア)中「第7条後段」を「第8条後段」に、「現状回復命令(第8条第2項)」を「原状回復命令(第9条第2項)」に改め、同(イ)中「第12条」を「第13条第1項」に改め、同(オ)を削り、同(エ)中「第17条第1項」を「第31条第1項」に改め、同(エ)を同(ウ)とし、同(ウ)中「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「徴取」を「徴収」に改め、同(ウ)を同(キ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

- (ウ) 第14条第3項の規定による温泉の成分等の掲示内容の届出の受理
- (エ) 第14条第4項の規定による温泉の成分等の掲示内容の変更命令
- (オ) 第27条第1項の規定による温泉利用の許可の取消し
- (カ) 第27条第2項の規定による温泉利用の制限等の措置命令

別表第2の15の(8)のイを削り、同ウ中「第7条」を「第11条」に改め、同ウを同イとし、同(9)のカを同キとし、同オを同カとし、同エの次に次の事項を加える。

オ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 第23条の規定による指導及び助言
- (イ) 第42条第1項の規定による指導及び助言
- (ウ) 第70条の規定による報告の徴収
- (エ) 第71条第1項の規定による立入検査

別表第2の15の(5)を同(5)とし、同(5)の前に次の事項を加える。

(5) 長野県公衆衛生専門学校条例(昭和40年長野県条例第12号)の規定に基づく公衆衛生専門学校伊那校に係る次の事項(長野県伊那保健所長に限る。)

ア 第8条の規定による授業料の減免

イ 第9条ただし書の規定による授業料の還付

別表第2の15の(5)を同(5)とし、同(5)の次に次の事項を加える。

(5) じん肺健康診断実施要綱(平成14年長野県告示第200号)第4条第2項の規定によるじん肺健康診断受診券の交付

別表第2の15を同14とし、同16中「15の(1)」を「14の(1)」に、「シ」を「シ、(3)のオ」に、「(5)」を「(5)」に改め、同16を同15とし、同17を同16とし、同18を同17とし、同17の次に次の事項を加える。

18 長野県公衆衛生専門学校長に委任する事項

長野県公衆衛生専門学校条例の規定に基づく次の事項

(1) 第8条の規定による授業料の減免

(2) 第9条ただし書の規定による授業料の還付

別表第2の19の(6)中「出先機関」を「現地機関」に改め、同29及び同30を削り、同28の(2)中「営農学部畜産研究科及び同畜産実科」を「農学部畜産実科及び同畜産研究科」に改め、同(2)の次に次の事項を加える。

(3) 長野県農業大学校条例第9条ただし書の規定による長野県農業大学校農学部畜産実科及び同畜産研究科の授業料の還付

別表第2の28を同30とし、同30の前に次の事項を加える。

29 長野県野菜花き試験場長に委任する事項

(1) 長野県農業大学校農学部野菜花き実科及び同野菜花き研究科の予算執行等及び財産管理等

(2) 長野県農業大学校条例第9条ただし書の規定による長野県農業大学校農学部野菜花き実科及び同野菜花き研究科の授業料の還付

別表第2の27の(2)中「営農学部果樹研究科、同果樹実科」を「農学部果樹実科、同果樹研究科」に改め、同(2)の次に次の事項を加える。

(3) 長野県農業大学校条例第9条ただし書の規定による長野県農業大学校農学部果樹実科及び同果樹研究科の授業料の還付

別表第2の27を同28とし、同26を同27とし、同25の(1)を次のように改める。

(1) 長野県農業大学校条例(昭和50年長野県条例第42号)の規定に基づく次の事項

ア 第5条第1項の規定による入学試験の実施及び入学の許可

イ 第8条の規定による授業料の減免

ウ 第9条ただし書の規定による農学部総合農学科及び同専門技術科の授業料

の還付

別表第2の25の(2)中「第23条、第24条及び第25条」を「第21条及び第22条」に改め、同25を同26とし、同24を同25とし、同23を同24とし、同22の(1)のイを次のように改める。

イ 計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第96条の表の1の項の規定による報告書の受理

別表第2の22の(2)のイの(㍁)を削り、同(㍁)を同(㍂)とし、同(㍃)を同(㍄)とし、同(㍅)を同(㍆)とし、同(㍇)を同(㍈)とし、同22を同23とし、同21を同22とし、同20を同21とし、同19の次に次の事項を加える。

20 看護専門学校長に委任する事項

長野県看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)の規定に基づく次の事項

- (1) 第10条の規定による授業料の減免
- (2) 第11条ただし書の規定による授業料の還付

別表第2の31を次のように改める。

31 長野県中信農業試験場長に委任する事項

- (1) 長野県農業大学校農学部中信農業実科及び同中信農業研究科の予算執行等及び財産管理等
- (2) 長野県農業大学校条例第9条ただし書の規定による長野県農業大学校農学部中信農業実科及び同中信農業研究科の授業料の還付

別表第2の33を削り、同32を同33とし、同31の次に次の事項を加える。

32 長野県南信農業試験場長に委任する事項

- (1) 長野県農業大学校農学部南信農業実科及び同南信農業研究科の予算執行等及び財産管理等
- (2) 長野県農業大学校条例第9条ただし書の規定による長野県農業大学校農学部南信農業実科及び同南信農業研究科の授業料の還付

別表第2の41を削り、同40を同41とし、同39中「35の(7)」を「36の(7)」に改め、同39を同40とし、同38を同39とし、同37を同38とし、同36中「35の(12)」を「36の(12)」に改め、同36を同37とし、同35の(1)の㍀中「ケ」を「サ」に改め、同㍀を同シとし、同ケ中「昭和56年4月18日付」を「昭和56年4月18日付け」に改め、同ケを同サとし、同クの次に次の事項を加える。

ケ 新幹線建設に関連する市町村道等改良事業補助金交付要綱(平成4年3月30日付け3北第61号土木部長通知)の規定に基づく補助金の交付

コ 新幹線関連運動公園等整備事業補助金交付要綱(平成4年4月24日付け4北第7号土木部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の35を同36とし、同34を同35とし、同33の次に次の事項を加える。

34 長野県林業大学校長に委任する事項

長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)の規定に基づく次の事項

- (1) 第4条の規定による入学試験の実施及び入学の許可
- (2) 第7条の規定による授業料の減免
- (3) 第8条ただし書の規定による授業料の還付

別表第2の50を同52とし、同52の前に次の事項を加える。

51 地方労働委員会に委任する事項

個別的労使紛争に係るあつせんに関する要綱(平成14年長野県告示第150号)の規定に基づくあつせんに関すること。

別表第2の49を同50とし、同42から同48までを1ずつ繰り下げ、同41の次に次の事項を加える。

42 長野県北信新幹線事務所長に委任する事項

- (1) 用地委託事務処理要領(平成13年4月1日付け13高北第11号高速道・北陸新幹線局長通知)の規定に基づく用地の取得及び補償に関する事項
- (2) 北陸新幹線建設促進事務市町村交付金交付要綱(平成13年4月25日付け13高北第16号土木部長通知)の規定に基づく交付金の交付

別表第3の題名中「出先機関」を「現地機関」に改め、同2中「同(69)のカ」を「同(68)のカ」に、「同(70)のイの(イ)」を「同(69)のイの(イ)」に、「同(71)のアの(ア)」を「同(70)のアの(ア)」に、「同(74)のアの(ウ)」を「同(72)のアの(ウ)」に、「同(75)のアの(ト)」を「同(73)のアの(ト)」に、「同(77)のアの(ス)」を「同(75)のアの(ス)」に、「同(79)のアの(イ)」を「同(77)のアの(イ)」に改め、同4中「別表第2の15の(2)のアの(セ)」を「別表第2の14の(2)のアの(セ)」に、「及び(ヌ)」を「、(ヌ)及び(ネ)」に、「エの(ク)」を「エの(ウ)及び(エ)、オの(ク)」に、「オの(ウ)」を「カの(ウ)」に、「カの(イ)」を「キの(イ)」に、「キ、」を「ク、」に、「同(30)のアの(ニ)」を「同(30)のアの(ク)」に、「オの(テ)並びにカの(オ)」を「オ、カの(テ)並びにキの(オ)」に改め、同5中「別表第2の26の(2)のイ」を「別表第2の27の(2)のイ」に改め、同6中「別表第2の32の(1)のオ」を「別表第2の33の(1)のオ」に改め、同7中「別表第2の35の(6)のウ」を「別表第2の36の(6)のウ」に、「同36及び同39」を「同37及び同40」に改める。

別表第4の3の(11)及び(13)中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表第5の13中「出先機関」を「現地機関」に改める。

別表第8の題名中「出先機関」を「現地機関」に改め、同1中「出先機関」を「現地機関」に改め、同2中

「(2) 広域連合の設立の許可に関する事項
地方自治法の規定に基づく次の事項」

「(2) 地方自治法の規定に基づく次の事項」に改め、同(2)のイの次に次の事項を加える。

ウ 第295条の規定による条例の設定

別表第8の2の(1)中「(1)」を「(1)、(2)のウ」に改め、同3の(3)中「保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改め、同ア中「保健婦助産婦看護婦法第8条(第60条第1項において準用する場合を含む。)」を「保健師助産師看護師法第8条」に改め、同イ中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改め、同(7)のア中「(昭和22年法律第245号)」を削り、同イの(ア)中「第1条第1項」を「第5条第1項」に、「訂正」を「書換え交付」に改め、同イ中「第1条第2項」を「第6条第1項」に改め、同5中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改め、同7の(2)のカ中「、第68条ただし書きの規定による口座振替払」を削る。

別表第10の題名中「出先機関」を「現地機関」に改め、同1中「長野県中野新幹線事務所長」を「長野県北信新幹線事務所長」に改め、同(1)中「長野県東京事務所にあつてはその事務について所長があらかじめ指定した次長。」を削り、同7中「、長野県果樹試験場長及び長野県営農技術センター所長」を「及び長野県果樹試験場長」に改め、同8中「、長野県長野技術専門校上田分校長」を削り、「地域農業改良普及センター支所長」の次に「、長野県野菜花き試験場佐久支場長」を加える。

第2条 事務処理規則の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(83)を同(84)とし、同(82)のイ中「(79)」を「(80)」に改め、同(82)を同(83)とし、同(81)を同(82)とし、同(80)を同(81)とし、同(79)の次に次の事項を加える。

(80) 建設リサイクルに関する事項

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の規定に基づく次の事項

- ア 第10条第1項の規定による届出の受理
- イ 第10条第2項の規定による変更の届出の受理
- ウ 第10条第3項の規定による命令
- エ 第11条の規定による通知の受理
- オ 第14条の規定による助言又は勧告
- カ 第15条の規定による命令
- キ 第42条第1項の規定による報告の徴収
- ク 第43条第1項の規定による立入検査(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

別表第2の14の(88)のケを同コとし、同クを同ケとし、同キを同クとし、同カを同キとし、同オを同カとし、同エを同オとし、同ウの次に次の事項を加える。

- エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく次の事項
 - (ア) 第18条第2項の規定による申告等の受理
 - (イ) 第19条の規定による助言又は勧告
 - (ウ) 第20条の規定による命令

(エ) 第42条第2項の規定による報告の徴収

(オ) 第43条第1項の規定による立入検査(特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

別表第3の2中「(セ)並びに」を「(セ)」に、「ウに」を「ウ並びに同(ロ)のキ及びクに」に改め、同4中「エの(ウ)」を「エの(エ)及び(オ)、オの(ウ)」に、「オの(ク)」を「カの(ク)」に、「カの(ウ)」を「キの(ウ)」に、「キの(イ)」を「クの(イ)」に、「ク、」を「ケ、」に改める。

附 則

この規則中、第1条の規定は平成14年4月1日から、第2条の規定は平成14年5月30日から施行する。

人 事 課

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第29号

長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
長野県地方労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和34年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「| 4 公印の管守に関すること。|」を

「| 4 個別的労使紛争に係るあつせんに関すること。|」に、「5 公印の管守に関すること。」に、「5 争議行為」を

「6 争議行為」に、「6」を「7」に、「7 労働組合法」を「8 労働組合法」に、「8 労働時報」を「9 労働時報」に、「9 局内」を「10 局内」に、「10」を「11」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

人事課

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第8号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4中「栄養士、」を「管理栄養士、」に、「栄養士等」を「管理栄養士等」に改め、同表の5中「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に、「保健婦、

保健士、助産婦、看護婦又は看護師」を「保健師、助産師又は看護師」に、「行う准看護婦又は准看護師」を「行う准看護師」に、「看護婦長又は看護師長」を「看護師長」に、「副総看護婦長又は副総看護師長」を「副総看護師長」に、「総看護婦長又は総看護師長」を「総看護師長」に改める。

別表第3中「助産婦 看護婦 看護師 准看護婦 准看護師」を「助産師 看護師 准看護師」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「県立病院幹」を「行政改革推進室の企画幹 廃棄物監視幹(代決権を有するものに限る。) 技術管理室の主任専門指導員(代決権を有するものに限る。)」に改め、「主任企画員(代決権を有するもの)の次に「及び秘書又は政策調整担当のもの」を加え、「政策秘書室の企画員」を「行政改革推進室の主任企画員 県立病院室の主任企画員(代決権を有するものに限る。) 政策秘書室の企画員」に、「次長 総看護婦長」を「次長 総看護師長」に、「| 校長 分校長 |」を「| 校長 |」に、「総看護婦長又は総看護師長」を「総看護師長」に、「宮農学部長」

を「研修部長」に、「|野菜花き試験場|場長 管理部長|」を

「|野菜花き試験場|場長 管理部長 支場長|」に、

「

宮農技術センター		所長
家畜保健衛生所		所長

」を「|家畜保健衛生所|所長|」に、

「|佐久高速道事務所|所長|」を「

佐久高速道事務所		所長
北信新幹線事務所		所長

」に改め、同表

の教育委員会事務局及び教育機関の項中「給与担当の」の次に「企画員、」を加える。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保健婦、看護婦又は准看護婦」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第42条の4第2項中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

別表第1中「

14 宮農技術センター		14 水産試験場
15 水産試験場		15 林業総合センター
16 林業総合センター		

」を「

14 水産試験場		15 林業総合センター
----------	--	-------------

」に、

「栄養士」を「管理栄養士」に、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に、「保健婦又は看護婦」を「保健師又は看護師」に改める。

別表第2のエ中「栄養士、」を「管理栄養士、」に、「栄養士等」を「管理栄養士等」に改め、同表のオ中「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に、「保健婦、保健士、助産婦、看護婦又は看護師」を「保健師、助産師又は看護師」に、「看護婦長、看護師長」を「看護師長」に、「総看護婦長又は総看護師長」を「総看護師長」に、「副総看護婦長又は副総看護師長」を「副総看護師長」に改め、同表のキ中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

別表第3のエ中「|栄養士|」を「|管理栄養士|」に改め、同表のオ中

保 健 婦 保 健 婦 助 産 婦 看 護 婦 看 護 婦 士	大 学 卒	を	保 健 師 助 産 師 看 護 師	大 学 卒	に改め、同オの
	短 大 卒			短 大 卒	
准 看 護 婦 准 看 護 婦 士	准 看 護 婦 養 成 所 卒		准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	

備考の1中「准看護婦養成所卒」は、保健婦助産婦看護婦法を「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法に、「養成所の」を「養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の」に改め、同備考の2中「保健婦、保健士又は助産婦」を「保健師又は助産師」に、「看護婦免許」を「看護師免許」に改め、同表のキ中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

別表第4の大学卒の5 大学4卒の項の(11)中「保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校又は助産婦養成所」を「保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所」に、「看護婦学校」を「看護師学校」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同表の短大卒の1 短大3卒の項の(15)中「保健婦助産婦看護婦法による看護婦学校又は看護婦養成所」を「保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所」に改め、同短大卒の2 短大2卒の項の(20)中「保健婦助産婦看護婦法による看護婦学校又は看護婦養成所」を「保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所」に改め、同表の高校卒の3 高校2卒の項の(1)中「保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校又は准看護婦養成所」を「保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所」に改め、同表に備考として次のように加える。

(備考) この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第7のエ中「|栄養士|」を「|管理栄養士|」に改め、同表のオ中

保健婦、保健士及び助産婦	大 学 卒
	短 大 3 卒
看 護 婦 及 び 看 護 士	短 大 3 卒
	短 大 2 卒
准看護婦及び准看護師	准看護婦養成所卒

を

保 健 師 及 び 助 産 師	大 学 卒
	短 大 3 卒
看 護 師	短 大 3 卒
	短 大 2 卒
准 看 護 師	准看護師養成所卒

に改め、同オの備考の1中

「准看護婦養成所卒」を「准看護師養成所卒」に改め、同備考の3中「保健婦、保健士、助産婦、看護婦又は看護師」を「保健師、助産師又は看護師」に、「准看護婦又は准看護師」を「准看護師」に改め、同表のキ中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の総務部職員課の項中「看護婦」を「看護師」に改め、同表の波田学院の

項中	児童自立支援専門員又は児童生活支援員である職員 (寮長として児童と起居をともにする職員を除く。)	9	を
----	---	---	---

児童自立支援専門員又は児童生活支援員である職員 (寮長として児童と起居をともにする職員及び育成部長である職員を除く。)	9
育成部長である職員	6

に改め、同表

の信濃学園の項中「保健婦、看護婦、准看護婦、保健士、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改め、同表の身体障害者リハビリテーションセンターの項中「看護婦、准看護婦、看護師又は准看護師」を「看護師又は准看護師」

に、「総看護婦長」を「総看護師長」に、「栄養士」を「管理栄養士」に改め、同表の西駒郷の項中「保健婦、看護婦、准看護婦又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改め、同表の県立病院の項中

「
精神病患者に直接接することを本務とする看護婦、
准看護婦、看護師、准看護師又は作業療法士である
職員（総看護婦長又は総看護師長である職員を除く。）
」を

「
精神病患者に直接接することを本務とする看護師、
准看護師又は作業療法士である職員（総看護師長で
ある職員を除く。）
患者の介護に従事することを本務とする職員
」に、「助産婦」を「助産

師」に、「の総看護婦長又は総看護師長」を「の総看護師長」に、「看護婦、准看護婦、看護師又は准看護師」を「看護師又は准看護師」に、「及び総看護婦長又は総看護師長」を「及び総看護師長」に、「総看護婦長又は総看護師長（」を「総看護師長（」に改め、同表の介護老人保健施設の項中「看護婦、准看護婦、看護師又は准看護師」を「看護師又は准看護師」に改め、同表の盲学校ろう学校養護学校の項中「寮母」を「寄宿舍指導員」に改め、同表の小学校中学校の項中

波田学院に入所又は通所している児童又は生徒の教育に直接従事することを本務とする教育職員	6	を
同和教育の推進に直接従事することを本務とする教育職員	5	

波田学院に入所又は通所している児童又は生徒の教育に直接従事することを本務とする教育職員	6	に改める。
---	---	-------

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「保鮮流通部長、農業機械部長」を「機械施設部長」に、「試験地長 営農技術センターの研究部長」を「試験地長」に改める。

別表のアの知事の事務部局の項中「 | 佐久高速道事務所長 | 」を

「
佐久高速道事務所長
北信新幹線事務所長
」に、「 | 松本空港管理事務所長 | 」を

「 | 交通事故相談所長
松本空港管理事務所長 | 」に、「 | 食肉衛生検査所長 | 」を

「 | 食肉衛生検査所長
動物愛護センター次長 | 」に、「 | 営農技術センター所長
家畜保健衛生所長 | 」を

「 | 家畜保健衛生所長 | 」に、「 | 技術専門幹
企画幹
土地対策幹
電算幹 | 」を

「 | 企画幹
技術専門幹
豪雪・防災対策幹
土地対策幹 | 」に、「 | 県立病院幹
保健医監
物価対策幹 | 」を「 | 保健医監 | 」に、

「 | 廃棄物監視幹
豪雪・防災対策幹 | 」を「 | 廃棄物指導幹
廃棄物監視幹 | 」に、「 | 河川開発幹
建築指導幹 | 」を

「 | 建築指導幹 | 」に改め、「上伊那地方事務所の総務課長」の次に「、税務課長」を加え、「及び林務課長 松本地方事務所の課長」を「、厚生課長及び林務課長 松本地方事務所の土地改良第二課長以外の課長」に、「医務部長、総看護婦長」を「医務部長、総看護師長」に、「 | 長野技術専門校の副校長及び上田分校長 | 」を「 | 長野技術専門校副校長 | 」に、「飯田保健所の次長及び保健予防課長」を「飯田

保健所次長」に、「 | 須坂看護専門学校副校長
精神保健福祉センター次長
県立病院の事務長、総看護婦長及び総看護師長 | 」を

「 | 県立病院の事務長及び総看護師長
須坂看護専門学校副校長
精神保健福祉センター次長 | 」に、「学部長、指導学部農業学科長、畜産

学科長、園芸学科長及び生活学科長並びに営農学部営農学科長」を「部長及び学科主任」に、「 | 野菜花き試験場管理部長 | 」を

「 | 野菜花き試験場の管理部長及び支場長 | 」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

人事委員会事務局